

3、自転車条例の制定

(1) 条例制定の必要性（7-②自転車条例の制定は必要か）

【現状】

- ① 自転車は身近な乗り物であり、また手軽な乗り物として小学生から高齢者まで多くの人に利用されており、生活での身近な移動のツールとして利用されている。
- ② 全国では交通事故のうち自転車に関わる事故件数は、約20%であるが、堺市においては、市内の交通事故件数の内、その30%以上の事故は自転車に関係する事故となっている。これも、対自動車事故が大部分を占めており、対歩行者、対自転車事故件数としては低いものの、事故として届けられていない隠れた事故件数は非常に多いと推測される。
- ③ 自転車の利用にあたっては、交通ルールや自転車に乗る時のマナーを知らない、大きな事故につながる危険性が大きく、ルール・マナーを学ぶことは事故から自分を守ることに繋がると言える。

【課題】

- ① 本市においては交通安全担当部局や自転車まちづくり担当部局、各学校等で単発的な取り組みしかできておらず、体系だった取り組みや継続的に自転車の交通ルールやマナーを教える仕組みが必要になる。
- ② これらのことから、堺市では自転車ルールの遵守、マナーの向上を図るため、「自転車の安全利用を定めた条例」を制定し、学校教育現場をはじめ、事業者、企業などのあらゆるところで交通ルールの周知とマナーの啓発を行い、市民全体の自転車利用レベルを向上させ、交通事故の削減を目的とした取り組みが必要だと考えている。
- ③ また、事故にあった時の保険金額が高額化している中で、自転車利用者に保険加入の勧奨を行い、自転車をより一層安全に利用することができるソフト面の環境整備などを協働して取り組むため、自転車の安全利用を推進する条例の制定が必要。

(2) 条例制定自治体一覧

府 県：京都府 埼玉県

政令市：京都市 熊本市 新潟市 福岡市（制定作業中）

市区町村：板橋区 三鷹市 取手市 盛岡市 浦安市 府中市 市川市
羽曳野市 摂津市 厚木市（制定作業中）ほか

(3) 条例制定の目的、背景、内容

① 条例の目的、趣旨

歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現を図る。

② 条例制定の背景

- ア、自転車が関係する交通事故の多発・損害賠償事案の発生
- イ、自転車利用者の交通ルール違反・マナーの悪さが社会問題化
- ウ、自転車利用者の増加

③ 主な内容

歩行者、自転車利用者が安全に通行することのできるよう、市、市民、自転車利用者、事業者、関係団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める。

(4) 堺市の制定スケジュール案

平成25年度内の制定をめざす。

(5) 自転車安全利用条例の構成（案）

条例の趣旨・目的を定める規定

安全・安心な自転車利用

堺らしさを盛り込む（「自転車のまち堺」、自転車を大切にしよう、いい自転車に乗ろう、自転車を好きになろう、乗って楽しい自転車、乗って楽しい道づくり）

① 定義を定める規定

② 関係者の責務を定める規定

市の責務

- ・ 防犯登録の義務化（自転車法で規定）
- ・ ヘルメット着用の義務化
- ・ ルールの周知、マナーの啓発
- ・ 自転車利用の促進

自転車利用者の責務

- ・ 安全講習を受講する義務

販売事業者の責務

- ・ 販売時の安全啓発

市民の責務

- ・ T S マーク等、点検整備の義務化

学校長の責務

- ・ 児童、生徒への安全教育

関係行政機関の責務

- ・ 大阪府
- ・ 警察
- ・ 鉄道事業者

事業者の責務

- ・ 自転車安全運転リーダーの選定

③ 市の施策の基本的事項を定める規定

- ・ 交通安全教育
- ・ 広報、啓発活動
- ・ 自転車利用環境の整備

※ 義務規定を設けることの是非
道路交通法の関係があるため精査を行う。